

## 千葉県建築基準法施行細則の一部改正について

### 1 改正理由

行政手続等における押印見直し方針の制定及び見直しの実施について（令和3年3月8日付け行革第648号及び政法第1410号総務部長通知）に基づき、押印廃止等を行う。

### 2 改正内容

(1) 第九条第一項中「変更前の建築主等と」を削り、「建築主等が連署して」を「建築主等は、」に改める。

(2) 以下の様式について「㊟」、「印」の一部及び注を削る。

- ・別記第三号様式<sup>正</sup>（許可申請書）
- ・別記第五号様式<sup>正</sup>（設計変更申請書）
- ・別記第六号様式<sup>正</sup>（名義変更届）
- ・別記第六号様式の二（工事監理者決定等届）
- ・別記第七号様式（取下げ届）
- ・別記第八号様式（取りやめ届）
- ・別記第十号様式の三（特定建築設備等変更（廃止・休止・再開）届）
- ・別記第十号様式の四<sup>正</sup>（道路指定申請書）
- ・別記第十一号様式<sup>正</sup>（道路位置指定申請書）
- ・別記第十二号様式（道路位置指定申請図）
- ・別記第十二号様式の二<sup>正</sup>（保存建築物指定申請書）
- ・別記第十二号様式の二<sup>副</sup>（保存建築物指定通知書）
- ・別記第十三号様式<sup>正</sup>（認定申請書）
- ・別記第十四号様式（認定工事着手届）
- ・別記第十四号様式の二（認定工事完了届）
- ・別記第十五号様式（書類閲覧申込票）
- ・別記第十六号様式<sup>正</sup>（建築協定（認可・変更認可・廃止認可）申請書）
- ・別記第十六号様式の二（借地権等消滅届）
- ・別記第十六号様式の三（建築協定加入届）
- ・別記第十六号様式の四（建築協定開始届）

(3) そのほか軽微な規定の整備を行う。

### 3 施行期日

令和3年10月1日